

業務委託契約書

ダイバーノアことギブソフト有限会社（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は次の通り業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条 業務の委託

- 1 甲は乙に対して、甲が指定する配信業務（以下、本件業務といいます。）を委託し、乙はこれを受託します。なお、本件業務については、甲乙が協議の上内容を決めるものとします。
- 2 前項に付帯する業務
- 3 乙は本件業務の全部または一部を第三者に再委託することはできないものとする。

第2条 委託料および支払い

乙は、ライブ配信でアプリ利用者から支払われた投げ銭、ギフト等の対価は、甲及び乙が別途合意した割合に相当する対価を甲が別途定める支払い方法により受領するものとする。

第3条 別配信契約

- 1 甲及び乙は、乙が個別のライブ配信プラットフォームの配信者となるにあたり、当該プラットフォームから支払われる報酬の分配条件について、別途協議の上、合意する。
- 2 個別のライブ配信プラットフォームからの支払いが、甲及び乙のそれぞれに対して行われる場合、甲乙間において、前項において各々定めた分配条件に適合するよう、1月ごとに精算を行う。精算の期日、方法その他の詳細は甲が別途定める方法による。

第4条 契約の性質

乙は、自らが甲から雇用される被用者ではなく、独立した個人事業者としてライバー活動をするものであることを確認する。

第5条 類似契約交渉の事前通知

乙は、本契約期間中に第三者との間で本契約と同じ種類または似た内容の契約を締結する場合、その契約の締結の交渉を始める前に、甲に対してそれを通知しなければならない。

第6条 権利の帰属及び許諾

- 1 乙が、本件業務遂行に伴い生じた知的財産に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、乙または第三者が従前から保有していた著作物著作権を除き、甲に帰属する。
- 2 乙は、甲に著作権が帰属することになった著作物について、自己に著作者人格権が帰属する場合、当該著作者人格権を行使しないものとする。

第7条 優先権

乙は、甲が本契約期間中、国または地域にかかわらず、乙についての専属マネジメント契約を新たに結ぶことについて、他社に優先して交渉する権利を認めるものとする。

第8条 個人情報の秘密保持

1 甲乙双方とも、本契約又は本件業務に関連し又は付随して知り得た相手方の個人情報を、法令に基づく場合、本契約に別段の定めがある場合、または相手側の書面による事前の承諾を得ることなしに、第三者に開示し、または漏えい、または本件業務遂行以外の目的で、加工、利用、複写または複製してはならない。

2 甲乙双方とも、本契約終了後も前項の義務を負うものとする。

第9条 秘密保持

1 甲乙双方とも、本契約又は本件業務に関連し又は付随して知り得た相手方の技術上、販売上、その他業務上の情報(以下「秘密情報」という。)を、相手方の事前の書面による承諾を得ることなしに第三者に公表または漏洩してはならない。

2 甲乙双方とも、本契約終了後も前項の義務を負うものとする。

第10条 本契約の有効期間と更新

本契約の有効期間は、本契約締結日より1ヶ月とする。ただし、本契約終了の1ヶ月前までに、乙からの契約解除の申請がない限り、本契約は1年、本契約と同様の条件で存続するものとし、以後も同様とする。契約の終了を希望する場合、契約終了の1ヶ月前までに乙からの契約解除の申請をすることで、契約を終了することができる。

第11条 契約解除

1 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの通知又は催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に定める条項に違反があったとき
- (2) 監督官庁より営業許可の取消し等の行政処分を受けたとき
- (3) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、公租公課の滞納処分、その他公権力による処分を受けたとき
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき
- (6) 会社の解散、合併、分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
- (7) その他、前各号に準じる事由が生じたとき

2 前項の規定により解除権を行使する者は、相手方の責めに帰すべき事由の有無を問わず、解除権を行使することができるものとする。

第12条 乙の損害賠償義務等

1 乙は、自らの判断と責任で本件業務を行うものとします。乙の本件業務について、第三者から乙または甲に対してクレーム、損害賠償請求、差止請求がされた場合、または乙が本契約のその他の義務に違反した場合には乙の費用と責任によって全ての問題を解決するものとします。

2 乙は、第12条1で定めた事により甲に損害、負担または損失があった場合は、甲が負ったすべての損害、負担または損失を賠償するものとする。

第13条 暴力団等反社会的勢力の排除

1 甲および乙は、自分またはその会社の取締役、支配株主その他経営に実質的に関与する者が、警察庁または関係法令の定める暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力にあたらないこと、将来にわたってもあたらないこと、また、このような反社会的勢力との関係を持たないことを表明し、約束する。

2 甲および乙は、自分(自分の会社の役員などをふくむ。)が約束に反したことにより相手が損害を負った場合、相手が負った損害を賠償する義務を負うことを約束する。

3 甲は、乙が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。

4 甲が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

第14条 雑則

本契約に定めない事項及び本契約の各条項の解釈に疑義を生じた場合は、業界の慣行等を考慮し、甲乙誠意をもって協議決定する。

この契約成立の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上、甲乙各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙